

# 振込依頼人と受取人との間に振込原因となる 法律関係が存在しない場合における受取人による 当該振込みに係る預金の払戻請求と権利の濫用

(最判平成 20 年 10 月 10 日民集 62 卷 9 号 2361 頁)

数 野 昌 三  
実践女子大学人間社会学部

## 1. 問題の所在

振込依頼人と受取人との間に原因関係がないにもかかわらず、当該振込みににおける預金が払戻請求された場合、権利の濫用に該当するか否かに関して最高裁判所は「特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているというだけでは、権利の濫用に当たるとはいえない」と判示した（最判平成 20 年 10 月 10 日民集 62 卷 9 号 2361 頁。以下、「本件判決」という）。

本件判決に関連する最高裁判所判例として、2 判例存在する。第 1 に「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である」と判示した（最判平成 8 年 4 月 26 日民集 50 卷 5 号 1267 頁。以下、「平成 8 年判決」という）。第 2 に「受取人が自己の口座に誤った振込みがあることを知った場合には、これを振込依頼人に返還しなければならず、誤った振込金相当分を最終的に自己のものとするべき実質的権利はないのであり、誤った振込みがあった旨を銀行に告知しなければならない。受取人が、その情を秘して預金の払戻しを請求することは、詐欺罪の欺罔行為に当たり、また誤った振込みの有無に関する錯誤は同罪の錯誤に当たるといふべきであるから、錯誤に陥った銀行窓口係員から受取人が預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立する」と判示した（最決平成 15 年 3 月 12 日刑集 57 卷 3 号 322 頁。以下、「平成 15 年決定」という）。

これら 2 つの判例の存在する中において、本件判決は、原因関係の存在しない振込みであることを受取人が銀行に秘さずして預金の払戻しを請求した場合の問題であり、金融実務上においても注目されていた問題であり、最高裁判所は、この点に一定の判断基準を示したのである。

## 2. 本件事実の概要と判旨

### (1) 本件事実の概要

X（原告・控訴人＝被控訴人・上告人）は、Y 銀行（被告・被控訴人＝控訴人・被上告人）p 支店において、普通預金口座（以下、本件普通預金口座という）を開設し、また、X の夫である A は、Z 銀行 r 支店において、預金元本額 1,100 万円の定期預金口座を開設していた。

平成 12 年 6 月 6 日午前 4 時ころ、B らは、X と A の自宅に侵入し、X の普通預金および A の定期預金の各通帳とその届出印、A 名義の健康保険証などを窃取した。

B らは、C に依頼し、当日午後 2 時 30 分ころ、Y 銀行 q 支店において、本件普通預金口座から合計 106 万円の払戻しを受けさせた（以下、本件払戻しを「本件払戻し 1」という）。

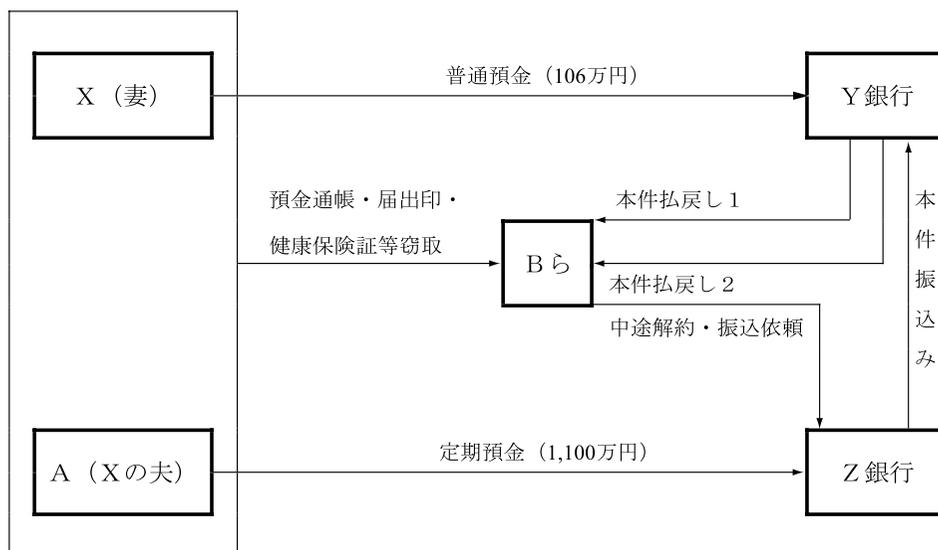
さらに、B らは C らに依頼し、翌 6 月 7 日午後 1 時 50 分頃、Z 銀行 r 支店において A 名義定期預金を解約させ、その解約金 1,100 万円余りを振込依頼人 A 名義として本件普通預金口座に振込ませた（以下、本件振込みという）。

そして、B らは、同日午後 2 時 30 分頃、Y 銀行 q 支店において、1,100 万円の払戻しを受けた（以下、本件払戻しを「本件払戻し 2」という）。

その後、X は、Y 銀行に対し、本件各通帳等の盗難届を提出したが、すでに払戻しがなされていた。そのため、平成 16 年 11 月、X は、Y 銀行に対し、本件払戻し 1 および 2 の預金合計 1,206 万円の支払いを求めて本訴を提起した（なお、A は別訴において、Z 銀行に対し、預金の払戻請求訴訟を提起している）。

これに対し Y 銀行は、本件普通預金債権のうち、本件振込みによる振込預金は、X には帰属しない。そして、Y 銀行は、免責約款および民法 478 条により免責されると主張した。

### 【本件事実関係の略図】



(2) 第1審判決（東京地方裁判所平成17年12月16日判決）

最高裁判所判例集 62 巻 9 号 2393 頁～2407 頁）

本件払戻し1につき、対応した Y 銀行 q 支店行員が、「特に不審を抱くべき客観的状況があったものということとはできず、…印影の照合に加え、さらに払戻請求者が正当な受領権限を有することを調査確認するための措置をとるべき特段の事由があったとはいえず、…このことに過失があったとはいえない。したがって、…民法 478 条における債権の準占有者への弁済として有効というべきであり」、Y 銀行は免責されるとして、X の請求を棄却した。

これに対し、払戻し2について、「普通預金口座に振り込まれた金員については、自由な出入金が予定されているものであり、普通預金口座に預け入れられた金額は、常に既存の残高と合計された一つの債権として取り扱われ、預入れごとに金額を区分けして取り扱うことはおよそ想定されていないから、一つの包括的な契約が成立しているものと解すべきであり、個々の預入金ごとに格別の預金債権が成立するとみるべきものではない。そうすると、普通預金契約においては、口座開設当時の預金者がその後の預入金を含めた預金全体について預金者となる」のであり、1,100 万円についても、その預金者は、X と認められる。

そして、「金額が高額であり、ほぼ全額の払戻しを求めるものであったから、…払戻しに際しては、慎重な手続を行うべきであった。…ところが、払戻請求者が暗証番号を回答できず、写真付きでない本件保険証の提示のみで、写真付き本人確認書類の提示等により有効な手段を講じないまま、本件払戻し2を行ったものである。…したがって、社会通念上期待されるべき確認措置をとることを怠ったといわざるを得ず、民法 478 条の適用につき過失がある」として、X の請求を認容した。

本件払戻し2に関して Y 銀行は、免責特約および民法 478 条により免責されるべきであり、それに加え、本件振込みは、誤振込みと同様に、受取人となった X において、これを振込依頼人に返還しなければならず、振込金相当額を最終的に自己のものとするべき実質的権利はないから、Y 銀行に対する X の本件振込みに係る預金の払戻請求は、権利の濫用であると主張した。

(3) 原判決（東京高等裁判所平成18年10月18日判決）

最高裁判所判例集 62 巻 9 号 2407 頁～2423 頁）

本件払戻し1につき、「払戻請求者に払戻権限を有することを疑わせる特段の事情があったことは認められず、同払戻しは民法 478 条の要件を満たす弁済として有効な払戻しと認めることが相当である」として、第1審判決と同様に X の請求を棄却し、本件払戻し1については上告されず、確定した。

本件払戻し2については、以下の理由を根拠として X の請求を棄却した。

「普通預金契約の実質は、変動する預金残高の限度における期限の定めのない消費寄託契約を中核としつつ、預金者に対して決済機能を有する口座を提供する包括的な契約であるといえるから、原判決に説示されたとおり、普通預金においては、口座開設時の預金者がその後の預入金を含めた預金全体について預金者となると解すべきである」と判示し、第1審判決を支持した。し

かし、次に民法 478 条の類推適用を検討することなく、「本件振込みに係る普通預金は、…X において振込みによる利得を保持する法律上の原因を欠き、X は、この利得により損失を受けた者へ当該利得を返還すべきものである。…X としては、本件振込みに係る普通預金につき自己のために払戻しを請求する固有の利益を有せず、これを振込者又は最終損失者へ返還すべきものとして保持するに止まり、その権利行使もこの返還義務の履行の範囲に止まるものと解すべきである。そして、この権利行使の方法は、特段の事情がない限り、自己への払戻請求ではなく、原状回復のための措置をとることにあると解すべきものである」。…しかし、本件においては、払戻し 2 により、「X の利得は消滅したから、…X には不当利得の返還義務のために保持すべき利得も存在しないというべきである。…そうすると、X による本件払戻し 2 に係る払戻請求は、X 固有の利益に基づくものではなく、また、不当利得返還義務の履行手段としてのものでもないから、X は払戻しを受けるべき正当な理由を欠くこととなり、権利の濫用に該当する」と判示した。

そのため X は、1,100 万円の敗訴部分について上告受理の申立てを行った。

#### (4) 本判決（最高裁判所平成 20 年 10 月 10 日判決

最高裁判所判例集 62 巻 9 号 2361 頁～2393 頁）

「振込依頼人から受取人として指定された者（以下、受取人という。）の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人において銀行に対し上記金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当であり（最高裁平成 4 年（オ）第 413 号同 8 年 4 月 26 日第二小法廷判決・民集 50 巻 5 号 1267 頁参照）、上記法律関係が存在しないために受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負う場合であっても、受取人が上記普通預金債権を有する以上、その行使が不当利得返還義務の履行手段としてのものなどに限定される理由はないというべきである。そうすると、受取人の普通預金口座への振込みを依頼した振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しない場合において、受取人が当該振込みに係る預金の払戻しを請求することについては、払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは、権利の濫用に当たるとしても、受取人が振込依頼人に対して不当利得返還義務を負担しているということだけでは、権利の濫用に当たるといえることはできないものというべきである」と判示し、「これを本件に当てはめ、本件振込みの経緯に照らすと、X が本件振込みに係る預金について払戻しを請求することが権利の濫用となるような特段の事情があるとはうかがわれない」のであり、払戻請求は権利の濫用に当たらないとしたうえで、本件払戻し 2 が、債権の準占有者への弁済として有効か否か等をさらに審理させるため原審に差し戻した。

### 3. 研究

#### (1) 預金債権の帰属

預金の帰属者に関して判例は、主として定期預金（記名式定期預金および無記名式定期預金）についてであるが、預金の出捐者を預金者とする客観説を採用し、これを確立している<sup>1)</sup>。これは、流動性の少ない定期預金を念頭においての判断であり、本件のように普通預金或いは当座預金といった決済性の預金とは異なる場合である。そのため、本件1審、原審および上告審判決においては、前述したように「普通預金においては、口座開設当時の預金者がその後の預入金を含めた預金全体について預金者となる」として、統一して理解している<sup>2)</sup>。

ところで、普通預金口座に原因関係のない振込みがなされた場合、例えば、誤振込みがなされた場合<sup>3)</sup>、受取人は被仕向銀行に対して預金債権を取得するか否かにつき学説には、①振込依頼人の仕向銀行に対する「錯誤アプローチ」と、②受取人と被仕向銀行との普通預金契約に基づき「契約解釈アプローチ」とがある。②の場合、さらに、振込依頼人と受取人間に原因関係のない場合、受取人は預金債権を取得するという立場と、取得できないという立場がある<sup>4)</sup>。このことに関して平成8年判決は、預金債権の取得を認める判決を下した。

平成8年判決の事案は、原告が受取人を誤って指定、振込みを依頼し、被告が当該受取人名義の普通預金債権を差押えたため、原告が第三者異議の訴えにより差押えの排除を求めた。これにつき最高裁判所は、「普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られている」ことを根拠とし、前述のように、受取人に預金債権の成立を認め、原告の訴えを退けた。平成8年判決に関しては、学説から、受取人或いはその債権者に「棚ぼた式の利益」を認める結果となり得るなどの批判がなされている<sup>5)</sup>。

この平成8年判決は、普通預金規定の定めと振込取引の安定性を維持するため無因性を認めたにすぎないが、受取人に預金債権を発生させたことにより振込依頼人に不当利得返還請求権<sup>6)</sup>が認められることになるのであるが、受取人の差押債権者を振込依頼人よりも優先させた。これに関連し、以下のような内容も問題となる。被仕向銀行が預金者に対して貸付債権を有していたところ、誤振込みによる受取人の預金債権とを被仕向銀行が相殺できるか否かにつき、受取人が組戻しに合意している場合、或いは受取人が所在不明の場合、被仕向銀行に不当利得を認めた判例がある<sup>7)</sup>。そして、本件判決および平成15年決定において、受取人は被仕向銀行に対して、払戻請求権を行使できるか否かの問題が存在するのであり、払戻請求権の行使について、以下の内容を検討する。

## (2) 本件判決、平成8年判決および平成15年決定の関係

平成15年決定は、受取人の預金債権の成立を認める平成8年判決を前提としている。そして、銀行実務上、振込先口座を誤って振込依頼をした振込依頼人からの申出があれば、受取人の預金口座への入金処理が完了している場合であっても、受取人の承諾を得て振込依頼前に戻す、組戻しという手続が執られている。また、受取人から誤った振込みがある旨の指摘があった場合にも、自行の入金処理に誤りがなかったかどうかを確認する一方、振込依頼先の銀行及び同銀行を通じて振込依頼人に対し、当該振込みの過誤の有無に関する照会を行うなどの措置が講じられている。したがって、前述のように、第1に、誤振込みのあった場合には、受取人はその旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があり、第2に、誤振込みの場合には、受取人は、社会生活上の条理からして、これを振込依頼人に返還しなければならず、これを最終的に自己のものとするべき実質的な権利はない。そして、誤振込みのあったことを秘して預金の払戻しを受けた場合には、詐欺罪が成立すると判示した。

平成8年判決は、振込依頼人による誤振込みの場合であっても預金債権が成立しないとすると、銀行はつねに振込みの原因関係を問題としなければならず、きわめて不安定な状態に陥るため、普通預金規定の定めと振込取引の安全性を維持するために無因性に基づき預金債権を認めるのであるから、その預金債権の払戻請求権の行使も民法上適法とも考え得る。この平成8年判決との関係において、平成15年決定は、当該払戻請求権を行使するにあたり、一定の制約が存在し、その制約の限度において民事的規律に事実面で一定の変容を加えたことになるとの主張がなされている<sup>8)</sup>。この制約に違反して払戻請求権が行使されれば、刑法上、詐欺罪が成立することになるとした。したがって、平成15年決定は、被仕向銀行と受取人との間に預金契約が成立し、受取人がその預金債権を行使できることを前提とした上で、その行使に信義則上一定の制約を課したにすぎないという点で、平成8年判決との整合性が保たれていると主張されている<sup>9)</sup>。なお、平成15年決定は、被仕向銀行において、預金者からの払戻請求権の行使を拒むことが可能か否かという観点から検討されていたのであり、受取人の預金債権の成立を否定して詐欺罪の成立を認めたり、或いは受取人の預金債権の成立を否定してその払戻請求権は正当な権限に基づくものであり犯罪は成立しないとすものでもなかった。そしてまた、受取人が被仕向銀行に対して誤振込みである旨を告げ、払戻請求した場合に、当該請求が権利の濫用に該当するか否かについても検討されていなかった<sup>10)</sup>。

さて、誤振込みにより預金債権が受取人に帰属するとしても、受取人による払戻請求権の行使は、民法上、権利の濫用に該当し、許されないのではないかという問題に関して検討する。

権利濫用の禁止は、民法典の理念的な基本的根幹を形成する法理であり<sup>11)</sup>、民法1条3項は「権利の濫用は、これを許さない。」と規定する。この権利濫用禁止の定義は、外形上権利行使のように見えるが、具体的な場合に即してみるときは、権利の社会性に反し、権利の行使として是認されない行為とされ、権利の濫用と認められた場合には、当該権利行使について法律効果を発生させないことになる<sup>12)</sup>。

振込依頼人の誤振込みによる受取人の払戻請求権の行使と権利の濫用との成否に関して学説は、

受取人の権利行使につき権利の濫用とすることにつき否定的な見解<sup>13)</sup>と、権利の濫用に該当するとの見解がある<sup>14)</sup>。

このことにつき本件原審判決は、前述したように、Xによる本件払戻し2に係る部分の払戻請求権の行使方法は、特段の事情のない限り、自己への払戻請求ではなく、原状回復のための措置、例えば、組み戻しへの承諾或いは被仕向銀行へ申告し、処置を求めること等にある。しかし、Xの利得は消滅したのであるから、本件払戻し2にかかる部分の払戻請求権の行使は、X固有の権利に基づくものではなく、また、不当利得返還義務の履行手段としてのものでもないから、Xは払戻しを受けるべき正当な利益を欠くこととなるとして、権利の濫用の成立を広く認めた。このことは、預金者の立場からすると、預金者の権利行使と認められる場合が狭小となる。

これに対し本件判決は、前述したように、法律関係が存在せず、受取人が振込依頼人に不当利得返還義務を負う場合でも、受取人が預金債権を有する以上、その行使が不当利得返還義務の履行手段としてのものなどに限定されるべきではないとして、原判決を否定した。それとともに、受取人の払戻請求権の行使に関しては、払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であり、詐欺罪等の犯行の一環となる場合であるなど、これを認めることが著しく正義に反するような特段の事情があるときは権利の濫用となるが、単に、不当利得返還義務を負担しているだけでは権利の濫用に該当しないとした。

したがって、本件判決および原判決は、ともに平成8年判決を前提としているところは共通している。しかし、最高裁判所は、被仕向銀行が誰に払戻しをしなければならないかから出発し、払戻し以前の状態から考える。これに対して原審は、窃取されたAの預金を誰が取り戻せるかから出発し、すでに支払われた誤振込金相当額を誰が返還請求できるのかの違いとなっているとの見解がある<sup>15)</sup>。そしてまた、本件判決は、平成8年判決を平成15年決定とともに踏襲し、平成15年決定において空白とされていた部分を埋める役割を果たしたとする見解もある<sup>16)</sup>。

### (3) 本件判決における「特段の事情」の検討

本件判決は、振込原因となる法律関係が存在しない場合の受取人が「払戻しを受けることが当該振込みに係る金員を不正に取得するための行為であって、詐欺罪等の犯行の一環を成す場合であるなど、これを認めることが著しく社会的正義に反するような特段の事情があるとき」と判示しているが、この特段の事情とは、具体的にどのようなことであろうか。振り込め詐欺のような場合が該当することは容易に理解しうるが、その意味は明確ではない。その他に考え得ることとして、①マネーロンダリング等に基づく振込み、或いは、②受取人が振込依頼人に直接返還するとして、その意思がないにもかかわらず、被仕向銀行から払戻しを受けた場合などが考えられると指摘されるが<sup>17)</sup>、やはり不明確である。

### (4) 本件判決に対する批判

第1に、誤振込みに関する平成8年判決以前の下級審判決は、被仕向銀行と受取人との預金契約において、原因関係が存在する場合にのみ預金を成立させることが合意されるべきであるとし

て、預金債権の成立を否定し、学説においても多数説は、これら下級審判決を支持してきた。それは、「棚ぼた式利益」を否定し、振込依頼人を保護すべきであり、ひいては銀行の利益保護のためであるとされ<sup>18)</sup>、この立場から、本件判決に対しても平成8年判決と同様の批判がなされることになる。

第2に、受取人であるXは、預金者のように見えてしまうが、「それは外見上だけのことであって、Xは何ら真に正当な預金者と呼ぶに値せず、振込依頼人を預金者とすべきであり」<sup>19)</sup>、「本件のような原因関係のない振込みの場合ですら、最高裁は、受取人のその外見的地位を実体化し強化してしまったため、その受取人は偶然自分の名義の口座が悪用されただけであるにもかかわらず、堂々と預金者と自称して二重払い請求を行うことが可能となった」<sup>20)</sup>との批判がなされている。

第3に、誤振込みについては、振込依頼人が預金者となる、ないしは当該債権は物権法的にも振込依頼人に帰属するという立場<sup>21)</sup>からは、本判決は、平成8年判決の例外とされる場合を限定し、特殊な事例であるとされる<sup>22)</sup>。そして、同様の立場から、本件判決は、振込依頼人の権利につき平成8年判決よりもさらに後退させるものとはいえない。また、特段の事情の実質面を考えると、本件判決を、原因関係のない振込みの場合、受取人の払戻請求は権利の濫用にならない、というように過度に一般化することには慎重であるべきである。本件判決が、さらに被仕向銀行の受取人に対する相殺を認める方向に作用することにはならないと指摘される<sup>23)</sup>。

第4に、誤振込の場合、「振込依頼人の保護を図る根本的な解釈としては、振込取引の仕組みを構成する契約規定の改定や立法的手当てによって、振込依頼人の受取人に対する誤振込み等を理由とする不当利得返還請求権について、受取人の預金債権のうち振込金相当額から優先的に回収する権利およびその手続を定めるのが望ましいが、過渡的には判例による法形成によってもある程度までは」可能であるとする立場<sup>24)</sup>からは、本判決では、そのような方向性を目指すことはできないと主張されるであろう。

第5に、預金の安全は、口座名義人の管理責任と銀行の管理責任との両者が相俟って図られ、口座を支配して預金債権を帰属させるということは、それに伴う管理責任を負うとする立場がある。この立場からは、預金口座はXの管理下になかったこととなり、Xは預金債権を取得しない。この場合には、Xの元では預金債権は発生しないので、送金された金員は、銀行の占領下にあるものとして、残高があれば、それへの返還に宛てられればよい。実質をみてそれに応じた論理を構築すべきであるとされる<sup>25)</sup>。

#### 4. 結びに代えて

平成8年判決は、振込取引における無因性を認め、平成15年決定は、預金者であるにもかかわらず、払戻請求権の行使が詐欺罪となる場合を挙げたわけであるが、本件判決は、平成8年判決を前提としながら、詐欺罪の成立する場合には、権利の濫用が容認されると判示し、平成8年判決と平成15年決定との理論的整合性を明確にした判決と評する見解がある<sup>26)</sup>。

しかし、多くの論者が主張するように、本件判決は、Bらが銀行窓口における払出しという手続きによらず、振込みという手続きによったこと、そして、実質的損失者であるAと振込まれた口座名義人Xとが夫婦関係にあることなどの特殊な事実関係があり、振込原因が存在しない振込みにおいて、特段の事情の実質を考慮し、受取人の払戻請求権の行使は権利の濫用に該当せずと一般化することについては、やはり消極的にあるべきであろう。すなわち、一般論として、決済性預金である普通預金の場合、誤振込みのような原因関係のない振込みがなされた場合、その誤振込みを行った振込依頼人が優先的に保護されるべきではなかろうか。

振込制度あるいは決済制度に関する法制度の整備に関して、今後も検討されるべき課題であろう。

---

## 註

- 1) 記名式定期預金につき最判昭和52年8月9日民集31巻4号742頁、最判昭和53年2月28日金融・商事判例545号（経済法令研究会、昭和53年）5頁、無記名式定期預金につき最判昭和32年12月19日民集11巻13号2278頁などがある。
- 2) 稲葉威雄「原因関係のない振込みによって成立した普通預金の払戻請求と権利濫用」金融・商事判例1319号（経済法令研究会、平成21年）3頁
- 3) 大坪丘「振込依頼人と受取人との間に振込み原因となる法律関係が存在しない場合における振込みに係る普通預金契約の成否」『最高裁判所判例解説民事篇平成8年度(上)』（法曹会、平成11年）372頁は、誤振込みは、①振込依頼人の過誤、②仕向銀行の過誤、③被仕向銀行の過誤などを理由として発生するとされる。本件に関しても同様に誤振込みとする。
- 4) 森田宏樹「振込取引の法的構造－「誤振込」事例の再検討－」中田裕康＝道垣内弘人『金融取引と民法法理』（有斐閣、平成12年）125頁
- 5) 大坪丘・前掲・377頁、菅原抱治「振込理論はなぜ混迷に陥ったか③(完)－決済システムの本質論からみた誤振込、振り込め詐欺等をめぐる議論の問題点－」銀行法務21第51巻5号（経済法令研究会、平成19年）38頁、浅生重機「盗難通帳による振込とそれにより成立した預金の払戻請求」旬刊金融法務事情1867号（金融財政事情研究会、平成21年）27頁
- 6) 我妻榮『債権各論下巻一』（岩波書店、昭和47年）931頁によれば、不当利得とは、法律上の原因なく、他人の財産または労務の提供によって利得が生ずる場合、例えば、債務者がすでに弁済したことを忘れて二重に弁済し、債権者も知らずにこれを受領した場合の債権者の利得などであり、不当利得返還請求権とは、このような場合、民法は、利得者にその利得を損失者に返還すべき義務を負わせていることをいう（民法703条以下）とする。
- 7) 名古屋高判平成17年3月17日・旬刊金融法務事情1745号（金融財政事情研究会、平成17年）38頁は、受取人が組戻しに合意している場合、不当利得返還請求においては、振込依頼人の損失によって被仕向銀行に当該振込金相当額の利得が生じたものとして、振込依頼人への直接の返還義務を認めるのが相当であると判示した。本件に関する判例批評として、松岡久和「銀行が受取人の銀行口座に誤振込された預金について受取人に対する貸付債権をもって相殺することは正義・公平の観念に照らして無効とされた事例」旬刊金融法務事情1748号（金融財政事情研究会、平成17年）11頁以下がある。東京地判平成17年9月

- 26日・旬刊金融法務事情 1755号（金融財政事情研究会、平成17年）66頁は、銀行が、振込依頼人から受取人の所在が不明であって組戻しの承諾を得ることができない事情について相当の説明を受けていながら、誤振込みの事実の有無を確認することのないまま、受取人に対する貸付債権をもって当該振込みに係る預金債権を相殺した場合、振込依頼人に対する関係においては、法律上の原因を欠き、不当利得となると判示した。
- 8) 山口厚「誤振込みと財産犯」月刊法学教室 283号（有斐閣、平成16年）86頁
  - 9) 宮崎英一「誤った振込みがあることを知った受取人がその情を秘して預金の払戻しを受けた場合と詐欺罪の成否」『最高裁判所判例解説刑事篇平成15年度』（法曹会、平成18年）134頁
  - 10) 宮崎英一・前掲・141頁
  - 11) 近江幸治『民法講義Ⅰ民法総則【第6版】』（成文堂、平成20年）24頁
  - 12) 我妻榮『新訂民法総則』（岩波書店、昭和40年）35頁
  - 13) 佐伯仁志＝道垣内弘人『刑法と民法との対話』（有斐閣、平成13年）41頁
  - 14) 佐藤文哉「誤って振り込まれた預金の引出しと財産犯」佐々木史朗先生喜寿祝賀『刑事法の理論と実践』（第一法規出版、平成14年）336頁
  - 15) 石垣茂光「原因関係のない振込と受取人の払戻請求」東北学院法学 68号（東北学院大学学術研究会、平成21年）96頁～97頁
  - 16) 中田裕泰「原因関係が存在しない振込に係る預金の払戻請求と権利濫用」旬刊金融法務事情 1876号（金融財政事情研究会、平成21年）17頁
  - 17) 菅原胞治「盗難通帳預金解約金による振込預金の払戻請求と銀行の免責理論」銀行法務 21第53巻1号（経済法令研究会、平成21年）35頁、中田裕泰・前掲・17頁
  - 18) 岩原紳作＝森下哲朗「普通預金に関する最近の法的諸問題 ③預金の帰属をめぐる諸問題」旬刊金融法務事情 1746号（金融財政事情研究会、平成17年）25頁～26頁
  - 19) 菅原胞治「原因関係を欠く振込取引の効力（上）」銀行法務 21第40巻1号（経済法令研究会、平成8年）26頁
  - 20) 菅原胞治「盗難通帳預金解約金による振込預金の払戻請求と銀行の免責理論」銀行法務 21第53巻1号（経済法令研究会、平成21年）36頁～37頁
  - 21) 岩原紳作「預金の帰属－預金者の認定と誤振込・振り込み詐欺等」黒沼悦郎＝藤田友敬編江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（下巻）』（商事法務、平成19年）467頁～470頁
  - 22) 岩原紳作「誤振込金の返還請求と預金債権」中田裕泰＝潮見佳男＝道垣内弘人『民法判例百選Ⅱ債権【第6版】』（有斐閣、平成21年）143頁
  - 23) 中田裕泰・前掲・18頁
  - 24) 森田宏樹「窃取した他人の預金通帳・印鑑を用いた無権限者による振込によって普通預金口座の名義人に帰属した預金債権の払戻請求と権利濫用による制限」旬刊金融法務事情 1844号（金融財政事情研究会、平成20年）10頁
  - 25) 淺生重機・前掲・38頁～41頁
  - 26) 麻生裕介「振込依頼人と受取人との間に原因関係が存在しない場合における受取人による預金払戻請求権の行使が権利の濫用に当たらないとされた事例」金融・商事判例 1320号（経済法令研究会、平成21年）13頁